



いまこそ『こどもの権利』

皆さんは子どもの権利条約をご存知でしょうか。昨年施行されたこども基本法のベースとなった条約で、日本では平成6年に批准されました。具体的な子どもの権利は41条にわたり定められており、その中で特に大切とされる原則を4つご紹介します。

- 1、差別されない権利（第2条）
- 2、子どもの最善が第一に考えられる権利（第3条）
- 3、命を守られ、健全に成長できる権利（第6条）
- 4、自分の意見を述べ、尊重される権利（第12条）

1から3は当たり前と思われたかも知れませんが、4つめの意見表明権に関してはいかがでしょうか。子どもは親や先生の意見に従うべきで、大人に意見を言ったり、反対することはよくない。そのような考えが根強く残っているように感じます。集団生活と意見表明は相容れないものではなく、集団生活をより良くするために必要なこと。まだまだ道半ばではありますが、子どもたちが自分の意見や気持ちをあたりまえに表現できる園を目指しています。

園長 山田 裕宇記